

柳生宗厳兵法伝書考

—毛利博物館所蔵資料を中心として—

本林 義範

はじめに

柳生家に伝わる新陰流の伝書の中で最も著名なものは、柳生宗矩が著した「兵法家伝書」である。「兵法家伝書」については、よく知られているように禅僧・沢庵からの影響が言われるが、そのほかにも能楽の金春家や細川・鍋島といった大名たちとの交流による影響も考えられている。

しかし、肝心の兵法それ自体の思想的內容については、あまり研究されているとは思えない。そこで筆者は、「剣術」の伝書として見た場合に、「兵法家伝書」がどのような思想的構成内容を備えているのかについて以前から関心を持ってきた。そして、宗矩の父・宗厳の伝書についても、宗矩の伝書との関係を見るために調査した。本論文では、その時の調査資料をもとに柳生宗厳について考察していく。

一 問題点

本稿では、宗厳に関する問題を二つの面からとらえてみたい。すなわち、兵法者としての面と戦国武将としての面である。

まず兵法者としての面であるが、宗厳の兵法伝書の中で現在明らかにされているものは、天正七年（一五七九）が最も古く、死去する年の慶長十一年（一六〇六）のものが最後である。そして伝書を与えた相手は、三好左衛門尉（新右衛門尉）・金春七郎氏勝・柳生兵庫助利厳の三人でほとんど占められている。ここで、後述の毛利博物館所蔵の伝書以外で、現在知られている宗厳の伝書を年代順にあげてみる。（注1）

柳生宗厳伝書

〔享祿二年（一五二九）生・慶長十一年（一六〇六）死去〕

年月日	宛名	伝書の種類等
(1) 天正七年二月廿四日 (一五七九)	三好左衛門尉	「印可状」(添状)
(2) 天正八年二月廿四日	三好左衛門尉	目録「位五大事」 「切合廿七ヶ条之事」 「極意奥儀太事」
(3) 天正九年二月吉日	三好左衛門尉	「印可状」
(4) 天正九年二月吉日	三好左衛門尉	「印可状」(添状)
(5) 文祿三年五月三日 (一五九四)	柳生宗厳	起請文 徳川家康より
(6) 文祿四年霜月廿五日	三好新右衛門尉	「印可状」
(7) 文祿四年霜月廿五日	三好新右衛門尉	「印可状」(添状)
(8) 慶長元年十一月十二日 (一五九六)	なし	「新陰流兵法目録」
(9) 慶長五年弥生吉日 (一六〇〇)	なし	「当流習目録」
(10) 慶長六年二月日	金春七郎	「新陰流兵法目録事」
(11) 慶長六年二月日	金春七郎	「新陰流兵法目録事」(絵目録)
(12) 慶長六年二月日	金春七郎	「兵法百首」
(13) 慶長七年二月日	金春七郎	目録「没茲味手段」 「五観之大事稽古口伝」 「一見之事」
(14) 慶長七年八月二日	蒔田権佐	「印可状」
(15) 慶長七年十二月吉日	金春七郎	「印可状(手字手裏剣迄指南)」
(16) 慶長八年三月日 (一六〇三)	柳生利厳	「新陰流兵法目録事」
(17) 慶長八年三月日	柳生利厳	「新陰流截相口伝書事」
(18) 慶長九年八月吉日	柳生利厳	「没茲味手段口伝書」
(19) 慶長九年八月吉日	なし	「新陰流兵法目録事」
(20) 慶長九年八月吉日	なし	「新陰流截合大事」
(21) 慶長九年後八月廿日	松田源次郎	「印可状」
(22) 慶長九年霜月十六日	金春七郎	「極意之事」
(23) 慶長十年二月五日	金春七郎	「印可状、相伝誓詞(神妙剣迄指

南)」

- (24) 慶長十年六月吉日 柳生利厳 「没滋味手段口伝書」に追記
(25) 慶長十一年二月吉日 金春七郎 「兵法の極意」

(一六〇六)

以上が現在わかる宗厳の伝書の残存状況であるが、この表から気付くことは、慶長六年以前に関する伝書が比較的少ないということである。しかも、慶長六年から十一年までの五年間で金春七郎と柳生利厳に与えられた伝書は、すでにその基本形態が完成されており、その中でさらに工夫がなされてゆく過程が読み取れるのに比べて、慶長六年以前の伝書は断片的でありその流れがつかみにくい。

ゆえに、この慶長六年以前の伝書の形成発展の解明が本論の第一の課題となる。続いて宗厳の戦国武将としての面であるが、次のような問題点がある。

柳生家は、江戸時代に入って宗矩の時に一万石をこえる大名になるが、宗厳の代までは大和国の一小豪族に過ぎず、三好・筒井・松永・織田といった大勢力の間で翻弄される立場にあった。宗厳は、父・家厳と共に若年より戦場をかけめぐり、離合集散・下剋上の乱世にあって柳生家の存続を図ってきた。

ところが、天正元年（一五七三）に足利義昭が織田信長により追放されて、足利幕府が滅びると、宗厳は柳生の地に引き籠もってしまう。「正傳・新陰流」には、

但馬守宗厳は、篤く義昭に信をいたし、（中略）忠節を尽したが、（中略）足利将軍がここに亡びるに及んで、（中略）致仕して柳生の庄に掃住して、その後は世に隠れ、新陰流の鍛煉工夫、大成に専念する身の上となった。ときに、天正元年七月、宗厳四十五歳のときであり、後、薙髪して石舟斎と号し、爾来世を韜晦すること実に二十一年間に及んだ。（注2）

と、当時の状況が述べられている。

また、柳生一族の歴史を述べたものに「玉栄拾遺」という記録があるが、この中の宗厳の項をみても天正元年以降に関しては政治的な動きを伝える記事はほとんど見られない。しかし、天正元年からまさに二十一年後の文禄三年（一五九四）に至って、宗厳が徳川家康と出会ったことがその「玉栄拾遺」に記されている。

「玉栄拾遺」の文禄三年の箇所には次のようにある。（注3）

文禄三甲午年、聚楽紫竹村ニテ宗厳公ノ劍術始テ神君上覧、木刀ヲ持玉ヒ、宗厳是ヲ可執ト有上意。即公無刀ニテ執給フ。其時神君後ロエ倒レ玉ハントシ、上手ナリ向後師タルヘシト上意ノ上、景則ノ刀ヲ賜ヒテ誓詞ヲ辱クス。于時五月三

日也、且俸禄二百石ヲ賜フ。

つまり、宗厳は剣術によって徳川家康に召し出されて「無刀」を披露し、その術技により家康の剣の師となり、「景則ノ刀」と「誓詞」と「俸禄二百石」を賜ったのである。なお「誓詞」とは、前記の宗厳伝書の表でいえば(5)である。

またこの年は、宗厳だけでなく宗矩も家康と出会う。「玉栄拾遺」の宗矩の項目には「文禄三甲午年始テ東照宮ヲ拜謁シ玉フ。」(注4)とある。

こうして宗厳・宗矩父子は徳川のもとにあって働いたようである。特に慶長三年(一五九八)に豊臣秀吉が没すると再び世情は不穏となり様々な噂が飛び交った。この時期、「玉栄拾遺」によれば、宗厳は石田三成の家臣・嶋左近の動静を宗矩に探らせている。そして三成が挙兵したときには、宗矩が、家康の宗厳宛の書状を持って宗厳のもとへ急行している。(注5)

以上のように徳川方についた柳生家は、関が原の戦いの勝利によりその後の発展を確実なものにしたわけであるが、これはあくまで結果から見たからそう言えるのであって、当時においては、「玉栄拾遺」に豊臣秀吉の没後「天下雑説穩ナラス。」(注6)とあるように騒然としていた中で、徳川一辺倒でいくことは一つの賭ともいえるのではなかったか。渡辺一郎氏もこの間の消息について、

徳川側の勝利を信ずるとはいえ、予断は許さないものがあり、不測の事態がおこれば、三十余年にわたって築きあげてきた柳生の家芸はまさに断絶の危機にさらされる。(中略)幸いにして関が原の戦いは東軍の勝利に帰し、柳生新陰流はその危機をまぬがれることができた。(注7)

と述べておられるが、戦国武将として数々の辛酸を嘗めてきた宗厳が、一方的に徳川方を信じるだけで何の方策も持ち得なかったであろうか。これが第二の、戦国武将としての面からみた場合の疑問である。

二 「毛利博物館所蔵伝書」について

さて、以上で述べた疑問を解明する上で重要な史料として筆者が注目するのが、山口県防府市の毛利博物館に所蔵されている宗厳の毛利輝元宛伝書である。この一連の資料は従来使用されていなかったが、宗厳の伝書の形成過程及び宗厳の政治的態度を知るうえで貴重な内容を含んでいる。(注8)まずは、これらの伝書を年代順に列挙してみる。その後で問題点に応じて論ずることとする。

年月日	宛名	伝書の種類等
(26)文禄四年五月吉日	毛利輝元	目録「身懸五箇之事」「截合口伝大事」
(27)文禄四年五月吉日	毛利輝元	「新陰流兵法目録事」
(28)文禄五年十一月吉日	毛利輝元	「目録」
(29)慶長四年二月吉日	毛利輝元	「新陰流兵法之目録事」
(30)慶長四年二月吉日	毛利輝元	柳生但馬入道宗厳起請文

(一) 宗厳伝書の形成上における「毛利博物館所蔵伝書」の意義

まず、上記の伝書をみてわかることは、この毛利博物館所蔵伝書が全て慶長六年以前のものである。そして、ちょうど三好左衛門尉宛の伝書と、金春七郎・柳生利厳宛の伝書との間を埋める形になっているので、この間の状況を見るには都合がいい。そこで最初にこのうちの伝書(29)を取り上げて左側に翻刻し、後年の宗厳伝書の最も完成された形を示す伝書として、伝書(16)及び(17)を右側にあげ、同じく伝書(18)(24)をさらにその後にあげておく。(注9)(改行を斜線/で示した。なお以下引用する毛利博物館所蔵の伝書は全て筆者の翻刻。)

(29)新陰流兵法之目録

三学園太刀

一刀 兩段
 斬釘 截鉄
 半開 半向
 右旋 左転
 長短 一味
 右刀のくたき三つつ/
 有之乍去能碎候へは/
 いかほともあるへき也/

九箇

必勝
 逆風
 十太刀

(16)新陰流兵法目録事

△三学園太刀

一刀 兩段
 斬釘 截鉄
 半開 半向
 右旋 左転
 長短 一味
 右の碎三宛有之乍去能/
 碎候へはいかほともあるへき也/

△九箇

必勝
 逆風
 十太刀

和卜

躑徑

小詰

大詰

八重垣

村雲

右くたき重々有之也／

天狗抄

太刀数構八つ

(以下、絵目録)

添截乱截

無二劍

活人刀

高上

極意

神妙劍

八箇必勝 有口傳碎／

重々有之也／

廿七箇條截相

序 上段三 中段三 下段三

破 折甲二 刀棒三 打相四

上段三 中段三 下段三

右急ハかまへに付而一拍子也

右條々面太刀一通也重々／

口傳可有之者也／

上泉武藏守／藤原秀繩／

柳生石舟斎／平宗嚴 (花押・印)

身懸五箇事

和卜

躑徑

小詰

大詰

八重垣

村雲

右碎重々有之也／

△天狗抄

太刀数構八つ

添截乱截

無二劍

活人刀

向上

極意

神妙劍

八箇必勝

△二拾七箇條截相

序 上段三 中段三 下段三

破 折甲二 刀棒三 打相四

急 上段三 中段三 下段三

右急ハかまへに付而一拍子也

右條々面太刀一通也重々口／

傳可有之者也／

上泉武藏守／藤原秀繩／

柳生但馬守／平宗嚴 (花押・印)

柳生兵介／平長嚴

慶長八年癸卯三月日

(17)新陰流截相口傳書事

△身懸五箇之大事

- 第一 身を一重になすへき事／
 第二 敵のこふしわかかたにく／
 らふへき事／
 第三 身を沈にしてわかこ／
 ふしをさけさる事／
 第四 身をかかりさきのひさ／
 に身をもたせ跡のえひらを／
 ひらく事／
 第五 わかひたりのひちを／
 かかめさる事／
 右随分心懸て可有稽／
 古重々口傳有之／

- 一 目付二星嶺谷遠山事
 一 三箇大事
 一 三拍子之事
 一 三見之事
 一 三寸二之事
 一 待曲之事
 一 色付随色事
 一 懸待之事
 一 小太刀一尺五寸はつし事
 一 太刀つれの事
 一 太刀間三尺の事
 𠄎字手裏見
 心随万境轉／
 轉處實能幽／
 随流認得性／
 無喜亦無憂／
 一 水月
 一 遠近之位拍子
 大拍子小拍子 小拍子／
 大拍子しやうか事／
 一 有無之拍子事

- 第一 身を一重に可成事／
 第二 敵のこふし吾肩に／
 くらふへき事／
 第三 身を沈にして吾拳を／
 楯にしてさけさる事／
 第四 身をかかりさきの膝に身／
 もたせ跡のえひらをひらく事／
 第五 左のひちをかかめさる事／
 右随分心懸稽古あるへし／
 重々口傳有之也／

△三箇大事

- 一 拍子有かまへの事
 一 拍子なきかまへの事
 一 身離かまへの事
 △三拍子之事
 一 越拍子事
 一 付拍子事
 一 当拍子事
 △三見大事
 一 太刀さきの事
 一 敵之拳の事
 一 敵之顔の事
 右条々口傳有之
 一 目付二星之事
 一 嶺谷之事 付三寸二ツ之事／
 十文字之事／
 一 遠山之事
 一 太刀間三尺之事
 一 色付色随事
 一 待曲之事
 一 高曲之事
 一 二目遣之事

- 一 身離目付搦位事
- 一 小太刀二寸五分迦の事
- 一 神妙劍
付身位三重位分之／条々之事
心地含諸種／
普雨悉皆萌／
頓悟華性者／
菩提菓自成／
- 一 二目遣之事
- 一 指目位拍子持所之事
- 一 氣ハ肩さき見分目付口傳事
- 一 兵法之病去事
- 一 敵味方不持二心條々口傳事
- 一 間之拍子歩之事
- 一 心之底作之事
- 一 連拍子之事
- 一 勤英雄知心是極一刀習／口傳事
右條々有口傳者也
上泉武藏守
藤原秀繩
柳生但馬入道
平宗嚴（花押・印）
- 五観之位
- 第一 水月
- 第二 其道を塞風躰三／寸心事
- 第三 神妙劍事
- 第四 壹尺虚空懸事
- 第五 さそくの積知位事
右稽古口傳也
一見之事
- 一 捧心目付
付口手小太刀付而目付口傳事
- 一 遠近之事
大調子 小調子
しやうが事
小調子 大調子
- 一 小太刀一尺五寸迦の事
- 一 太刀づれの事
- 一 風水音を知事
- 一 打三ツの事
- 一 付懸まろばしの事
△卍字手裏見
心随万境轉／轉處實能幽／
随流認得性／無喜亦無憂／
- 一 有無調子之事
- 一 打而被打被打而勝事
- 一 懸待有之事
- 一 身離目付分目搦之事
- 一 小太刀二寸五分迦の事
- 一 氣ハ肩先見分目付之事
- 一 敵味方二心不持条々口傳事
- 一 間拍子歩之事
- 一 連拍子之事
- 一 水月 付位をぬすむ事
心法無形通貫十方／
水中月鏡裏像／
- 一 神妙劍 付兩一尺位分待曲之事
心地含諸種／普雨悉皆萌／
頓悟華性者／菩提菓自成／
- 一 身位三重 付残心之事
- 一 心下作之事
- 一 兵法病氣去事
- 一 壹理位大事口傳之事
- 一 務英雄知心是極一刀習事
右條々口傳有之者也
上泉武藏守

- 真言不審観受除無明
- 一 三箇拍子一習付三重五ノ重之大事
- 一 真之位
- 上之誥号萬法
- 付水入工夫口傳之事
- 一 没茲味手段
- 号茂拍子
- 藤原秀繩
- 柳生但馬守
- 平宗敵 (花押・印)
- 柳生兵介
- 平長敵
- 慶長八年癸卯三月日

見之大事

観之心を知事

中々に猶里ちかくなりけりノあまりに山のおくをたつねて

口傳可秘之也

上泉武蔵守

藤原秀繩

柳生石舟斎

平宗敵 (花押・印)

進上

安藝中納言殿様

七拾壹歳

柳生石舟斎

慶長四年二月吉日 (花押・印)

(18) (24) 没茲味手段口傳書 (一部筆者翻刻)

△五合劍

- 第一 勇之事
- 第二 目付之事
- 第三 拍子之事
- 第四 身懸之事
- 第五 さそく但四五ハいつれ先立ノ不定也
- 一 虚空懸之事
- 一 三重五重之事
- 一 水月活人刀事
- 一 角ニテ闕拍子之事
- 一 むかへの事

- 一 空拍子之事 付抱三ツ在之／第一口傳也
- 一 水入心持大事口傳也

△五觀之大事

- 第一 水月之事
- 第二 其道塞風躰之事
- 第三 虚空懸之事
- 第四 さそく積位知事
- 第五 神妙劍之事

△一見之大事

- 一 捧心／真言不思議觀受除無明
 - 一 真位上誥号萬法 付積之大事／口傳在之
 - 一 茂拍子之大事
 - 一 没茲味位觀心 付其色其拍子／敵心ヲ知事口傳／有之者也
 - 一 真之捧心 一尺二寸位大事
- 中々になお里ちかくなりにつけり／あまりに山のおくをたつねて
 一佛成道 觀見法界／草木國土 悉皆成佛
 柳生石舟齋／平宗嚴（花押・印）／
 柳生兵介／平長嚴

真五合劍

福衣事兵法外

當流兵法我一代工夫／是極也。此上者少モ不可在也。／
 殊外真五合劍書／乘者也。如此儀誰ニモ雖／無之其方名字成者ニ／
 少モ不残ト相傳申候也。能々／分別工夫未代可相傳候也。／
 永別前ニ書乘候也。仍如件。／

生年七十六歲

柳生石舟齋／（花押・印）

慶長九年／八月吉日

柳生兵介殿

參

- 一 目付
- 一 圖
- 一 真圖無刀極意

生年七十七歳八月／吉日今日迄ハ子共一類ニ／
一人も相傳無之也。貴所ニ相傳／者也。／

(花押)

宗嚴七拾七歳

巳六月吉日

ここで問題とする伝書(29)の内容は大きく次の三つに分けることができる。

- ①「三学園太刀」から「廿七箇條截合」まで。(これを〔A〕とする)
- ②「身懸五箇事」から「一 勤英雄知心是極一刀習口傳事」まで。(これを〔B〕とする。)
- ③「五観之位」から最後まで。(これを〔C〕とする)

ではこの伝書(29)の完成度はどの程度であるかをみるために、最も完成された形と思われる前記の利敵宛伝書〔(16)(17)(18)(24)〕と比較考察してみたい。

まず上に引用した伝書(29)と伝書(16)(17)とであるが、この両者を比べてみると〔A〕の部分、伝書(16)とその内容に関しては全く同じことがわかる。ただ一ヶ所、〔A〕にある「高上」が伝書(16)では「向上」と変わっているだけである。

続いて〔B〕であるが、この内容は伝書(17)とほぼ同じである。〔B〕にみられない項目が伝書(17)に若干みられるが、それほど多くない。〔B〕の項目は全て伝書(17)の中に見出せるので、大体同じと考えてよい。

最後に〔C〕であるが、この内容は「五観之位」と「一見之事」に大別できる。そして伝書(18)(24)の内容は、宗嚴が書き加えていったと考えられる「真五合剣」より最後まで部分を除けば、「△五合剣」「△五観之大事」「△一見之大事」の三つに大別できる。つまり、この両者の内容には「五観」「一見」が共通の考えとしてある。さらに確認のため、宗嚴伝書と成立時期もほぼ同じで、完成形態にも近いと考えられる金春七郎宛伝書のうち伝書(13)をみると、その内容は「没滋味手段」「五観之大事稽古口伝」「一見之事」の三つに大別でき、やはり「五観」「一見」がその中にみられる。

要するに、それぞれの伝書の内容には若干の相違はあるものの、「五観」「一見」という考え自体は完成形態の主要な部分であり、伝書(29)の〔C〕は既にその部分を備えていたことになる。

以上をまとめると、伝書(29)は後年の金春七郎・柳生利敵宛伝書とくらべてみた場合、幾分かの違いはあるものの、ほぼ宗嚴伝書の完成形態をみせている。つまり、金春七郎や柳生利敵に伝書が与えられる以前の慶長四年の段階で、既にその骨格ができあがっていたのである。

では、その骨格の形成時期についてさらに年代を遡って考察していく。そこで次に文禄四年の伝書(26)(27)を取り上げる。まず(26)をみてる。

身懸五箇事

- 第一 身を一重ニ可／成事
- 第二 敵拳吾かた／をくらふへき事
- 第三 身沈ニシテ吾拳／楯ニシテこふしさける事
- 第四 身かかりさきの／膝ニ身をもたせあと／のえひらをひらき／心をつくる事
- 第五 吾左のひちを／かかめさる事

截相口傳大事

- 一 目付二星 嶺谷遠山之事
- 一 三見之事
- 一 三調子之事
- 一 三寸ニツ事
- 一 待曲之事
- 一 懸待之事
- 一 色付随色事
- 一 小太刀一尺五寸はつしの事
- 一 太刀つれの心の事
- 一 三箇之大事
- 一 修字手利剣之事
- 一 遠近位重々次第大事
付太刀ニ三尺之心位可／有之也重々口傳習鍛／鍊□□也

冊字手裏見

- 心隨萬境轉／轉處實能幽／隨流認得性／無喜亦無憂
- 一 二目遣之事
- 一 遠近調子事 大調子小調子／小調子大調子／しやうかにアリ
- 一 有無調子之事
- 一 身離目付擲位事
- 一 水月之事
- 一 神妙剣之大事／身位三重之事
- 一 位分待曲條々事

心地含諸種／普雨悉皆萌／頓悟花性者／菩提菓自成

- 一 小太刀式寸五分はつし／之事
- 一 氣肩崎見分目付／口傳之事
- 一 意之底作事
- 一 間調子懸様歩事
- 一 二意無様之事
- 一 兵法病三事を去／事
- 一 勤英雄心知是極／一刀之習口傳之事

柳生但馬入道

文禄四／五月吉日平宗嚴（花押・印）

進上／安藝中納言殿様

この伝書(26)を前出の伝書(29)と比較してみると、内容にいくらかの違いや書き改めがみられるが、ほぼ伝書(29)の〔B〕の箇所と同じである。続いて伝書(27)の内容は以下の通りである。（不明箇所は□で示した）

新陰流兵法目録事

三学圖太刀分

くたき三ツ

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 一 | 刀 | 兩 | 段 |
| 同 | | | |
| 斬 | 釘 | 截 | 鉄 |
| 同 | | | |
| 半 | 開 | 半 | 向 |
| 同 | | | |
| 右 | 旋 | 左 | 転 |
| 同 | | | |
| 長 | 短 | 一 | 味 |

九箇

かけあり

必 勝 右たいしや

かけ同

逆 風 左 同

同

十 太 刀 □□□□の心

和 ト 是ハ□□口傳

同

躑 徑 はの太刀

同

小 詰 左、□□□□□□心

同

大 詰 つかの□つきり

同

八 重 垣 つもりの心

同

村 雲 □□□□の心

天狗抄太刀数八

添截 乱截

無二劍

活人刀 目付二星

高上

極意

神妙劍

廿七箇条截相

序 上段三ツ 中段三ツ 下段三ツ

破 折甲二ツ 刀捧三ツ 打合四ツ

急 上中下何一調子之事

上泉武蔵守／藤原秀綱

柳生但馬入道／平宗嚴（花押・印）

進上／安藝中納言殿様

文禄四年五月吉日

この伝書(27)を前出の伝書(29)と比較してみると、今度は伝書(29)の〔A〕に相当する。しかも各項目については、「八箇必勝」がまだ見られないだけで、他のも

のについては、すべて伝書(29)の〔A〕と同内容である。

以上の二つの伝書から、文禄四年の段階では伝書(29)の〔A〕と〔B〕の部分はほぼ出来あがっていたと言えよう。それでは伝書(29)の〔C〕の部分はどうか。これに関しては、文禄四年の三好宛の伝書(6)と翌文禄五年の毛利宛の伝書(28)が参考になると思われるので次にあげる。

雖昔相替儀無之候、近年ノ懸待分別并可為其專ノ

存心持工夫仕出、五六箇条ノ一書ニ仕、令進入候(中略)

一 虚空懸、三重五重之事

一 水月、活人刀之事

一 迎心事、アユミノ事

一 三重之事

一 捧心之事

御相伝許申候。其外ハ御分別ニテ可ノ被下候。恐惶謹言。

文禄四年末

霜月廿五日

柳生但馬守(印)

宗嚴(花押)

三好新右衛門尉殿

参 人々御中(注10)

目録

一 虚空調子事

一 三重之事

一 水月活人刀之心事

一 捧心目付之事

一 空之調子事

唯授御一人之外為ノ秘書事也

柳生但馬入道

文禄五

十一月吉日宗嚴(花押・印)

進上

藝中納言様

この二つの伝書(6)(28)の項目が、伝書(29)の〔C〕及びその部分の完成形態を示す伝書(18)(24)ではどのように取り入れられているのかを見たのが次である。

伝書(6)	伝書(28)	伝書(29)の〔C〕	伝書(18)(24)
(文禄四年)	(文禄五年)	(慶長四年)	(慶長九、十年)
虚空懸	虚空調子事	壹尺虚空懸事	虚空懸之事
三重五重之事	なし	三重五重之大事	三重五重之事
三重之事	三重之事	なし	なし
水月活人刀之事	水月活人刀之心事	なし	水月活人刀事
捧心之事	捧心目付之事	捧心目付	捧心・真之捧心
迎心事	なし	なし	むかへの事
なし	空之調子事	なし	空拍子之事
アユミノ事	なし	なし	なし

上記の伝書(6)(28)の内容と、それを伝書(29)の〔C〕、伝書(18)(24)と比べた上の表からわかるのは次のようなことである。

まず、伝書(6)と伝書(28)はその内容からみて同じ性質を持つ伝書である。つまり「近年」に「工夫仕出」した「五六箇条」の項目が記されている。そして、この両伝書の項目は伝書(29)の〔C〕と伝書(18)(24)にはほぼ見出せる。つまり、伝書(6)と(28)の内容は宗敵が伝書(29)の〔C〕と伝書(18)(24)を形成していった過程の一断面を示していると思われる。すなわち、まだ文禄四、五年の段階では〔五観〕〔一見〕の部分は完成に向けて工夫が重ねられている最中であつたと言えよう。

結局、いままで述べてきた事から言えることは、まず慶長四年(一五九九)には宗敵伝書は既に基本形態を整えていた。そして、その慶長四年の伝書(29)は〔A〕〔B〕〔C〕の三つの部分から構成されていることは前に見たが、その内の〔A〕〔B〕の部分はさらに遡って、文禄四年(一五九五)の時点で既にできあがっていたことも判明した。しかし、〔C〕の部分は、文禄四、五年の段階ではまだ工夫の途中であつた。つまり、この〔C〕の部分が形を整えたのは文禄五年(一五九六)から慶長四年までの三年の間のことと思われる。そして、その間は取りも直さず柳生宗敵の伝書の基本的な形態が完成された時期であるともいえる。

(二) 柳生家の歴史上における「毛利博物館所蔵伝書」の意義

次に、戦国武将として宗敵を見た場合の問題点について考えてみたい。問題点と

いうのは、前にあげたように、文禄三年（一五九四）に宗敵が徳川家康の剣の師となり、息・宗矩も家康に仕えるようになって以降、柳生家は専ら徳川の側についたのかということであった。

しかし、今回「毛利博物館」の伝書を調査することによって、宗敵にはまた別の面もあったという事が判明した。それは、伝書(30)の起請文によるものである。次にその重要な部分をあげる。（下線部筆者）

乍恐数年兵法懸御目申上御扶助／誠ニ忝有難次第難申盡候之間目
録印可殊還誓詞迄相添申上條候事

一拙者當年七十一歳三月至候間工夫／仕出兵法之極意口傳少も不相残申候
尚以存忘工夫仕出儀御座候は追々可申上事

一此一書之外いまだなをもつけ不申事／徳齊ならては子共ニも不見申一段と存
儀ニ御座候能々被成御分別 御真子／之余ハ無御相傳様可存忝候おゝく
存吉候へは兵法かいたつい事ニ成申様存故ニ候

一兵法不寄一儀奉對 輝元様江表／裏別心仕間敷事

右此条々於偽申上

敬白天罰起請文事

（中略）

柳生但馬入道

慶長四年三月吉日

宗敵（花押）

進上安藝中納言殿様

参（注11）

この伝書の中でも特に注目すべきことは、下線部の三つであろう。それをまとめると次のようになる。

- ①宗敵は輝元に「数年」に渡って「兵法」を教授し「御扶助」を受けていたこと。
- ②宗敵は「兵法」の「一儀」に限らず、輝元に対して「表裏別心」のないことを誓っていること。
- ③この起請文は、豊臣秀吉が没してのち、関が原の戦いが起こるまでの間の慶長四年（一五九九）という年に書かれたものだという事。

これらの事から、宗敵は徳川家康と並行して毛利輝元にも兵法を教授し、輝元からは「扶助」の内容は不明なもの何らかの援助を受け、同時に家康からは「俸禄二百石」の援助を受けていたことになる。そして、こうした状況が文禄三、四年ごろから数年間続き、豊臣秀吉が没したのち、宗敵は輝元に対して起請文を書き、「兵

法」だけに限らず「表裏別心」のないことを誓ったのである。こうしてみると、宗敵は、積極的に起請文を書いている分だけ、むしろ毛利寄りであるともいえそうである。輝元は言うまでもなく、関が原の戦いにおける西軍の大將であるから家康とは敵同志である。その輝元と兵法を通じて親交をもち、さらに宗矩を家康に出仕させていたことは、宗敵がとりもなおさず兩陣營との関係の維持を通して柳生家を安泰に導こうとしていたことを伺わせるものであろう。

おわりに

宗敵の、兵法者としての面と戦国武將としての面と、両方について見てきたわけであるが、結局、兵法者という個人の立場と柳生家を背負っている武將という立場は、宗敵にとって全く別のことではなかった。そして宗敵が天正から文禄年間にかけて柳生に引き籠もり、兵法に専念したことは、決して全てのことから身を引いてしまう様な、消極的なものではなかった。確かに宗敵の当時の心境は、「柳生石舟斎兵法百首」の中の、

世をわたるわざのなきゆえ兵法を かくれがとのみたのむ身ぞうき
兵法はうかまぬ石のふねなれど すきのみちにはすてられもせず（注12）

といった彼の歌に、よく現れているが、同じく宗敵は百首で「うかまざる兵法ゆえに石の舟 くちぬうき名やすえにのこさん」（注13）とうたい、その末文で、「浮世をわたりかね、手にも似合ざる兵法をつかひ、朝夕を且々つゞけ侍る事もほいならず」（注14）と述べているのであって、決して引き籠もったまま埋もれてしまうつもりではなかった。

宗敵が兵法をもって、積極的に家の存続を図ろうとしたかどうかは不明だが、兵法に熟達すればするほど、柳生の剣名があがったことは確かであろう。そして、徳川家康と毛利輝元の両方に、兵法を教授し且つ援助をうけている立場となり、あまつさえ家康には宗矩が出仕し、輝元には宗敵がみずから「表裏別心」のないことを誓う起請文を提出していたのである。宗矩を徳川に仕官させつつ、自分は毛利との関係を維持するというこのような姿勢は、宗敵が最後まで柳生家存続のために心を砕いていた事を意味している。このことは、若年より父・家康と共に戦国乱世の苦汁を嘗めてきたという宗敵の経歴を考えれば、さして異とするに足りぬであろう。

柳生宗敵に関しては、まだ不明な点が多い。彼の伝書もまだ未発見のものがあると思われる。今後は、一つでも多くそれらを発掘し、研究を進めてゆきたい。また

、宗矩に関しても、毛利博物館所蔵の伝書の中に、慶長十六年に毛利秀就に宛てた伝書があり、これも今まで紹介されていない資料である。これらも含めて、さらに宗矩伝書の方の研究も進めていこうと考えている。

なお末筆であるが、毛利博物館学芸員の城市真理子氏には、御多忙の中大変お世話になった。謹んで謝意を表したい。

<注>

- (1) 表を作成するにあたって参考にした資料をあげておく。
改訂「史料柳生新陰流」上・下 今村嘉雄編 新人物往来社 1995
「定本大和柳生一族 新陰流の系譜」 今村嘉雄著 新人物往来社 1994
「兵法伝書形成についての一試論」 渡辺一郎著
日本思想体系「近世芸道論」(岩波書店 1972) 所収
- (2) 「正伝新陰流」(柳生厳長著 島津書房 1989) 77~78頁
- (3) 前掲 改訂「史料柳生新陰流」上巻 59頁
- (4) 同書 66頁
- (5) 同書 59~60頁
- (6) 同書 59頁
- (7) 前掲 日本思想体系「近世芸道論」 654頁
- (8) 引用する資料(26)~(30)の五点のうち、(26)(29)(30)は既に「近世武道文献目録」(入江康平編 第一書房 1989)に記載されている。(27)(28)は同書には見えず、毛利博物館で資料調査中、新たにその存在を確認した。
- (9) 伝書(16)については前掲「正伝新陰流」279~285頁を参照。
伝書(17)については同書286~290頁、または前掲 改訂「史料柳生新陰流」上巻227~228頁を参照。
伝書(18)(24)については上毛剣術史 中「剣聖上泉信綱詳伝」(諸田政治著 煥乎堂 1984)616~617頁、または前掲「正伝新陰流」291~293頁を参照。
- (10) 前掲 改訂「史料柳生新陰流」上巻244頁
- (11) この起請文の翻刻は毛利博物館編集・発行の図録「特別展 大名の遊戯と嗜み」(1993)に記載されている。本稿ではそれを使用した。
- (12) 二首ともに「武道歌撰集」上巻(今村嘉雄編 第一書房 1989)19頁に記載されている。
- (13) 同書 26頁
- (14) 同書 27頁